

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更  
(平成26年3月31日)

現 行	変 更 後
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)
I～III (省 略)	I～III (現行どおり)
第1条～第3条 (省 略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(報酬の額及び支払いの時期)	(報酬の額及び支払いの時期)
第4条 本契約により甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。	第4条 本契約により甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。
(1) 投資助言報酬	(1) 投資助言報酬
シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり <u>3円(税込)</u> を助言報酬として徴収する。	シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり <u>1円(税込)</u> を助言報酬として徴収する。
(2) 報酬等の支払い時期、方法	(2) 報酬等の支払い時期、方法
シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に <u>3円(税込)</u> を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。	シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に <u>1円(税込)</u> を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。
(以下省略)	(以後現行どおり)
平成25年12月1日	平成26年3月31日